

令和6年度学校いじめ防止基本方針(概要版)

長崎県立佐世保西高等学校

【目指す生徒像】

- 1 命の尊さや、個人の尊厳を重んじ、自然と平和を大切にする生徒を育成する。
- 2 正義と責任、協調の精神及び公共の精神を養う。

【いじめに対する基本姿勢】

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識をもつ。
「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健相談部正副主任、学年主任、養護教諭、
該当学級担任、該当部活動顧問、外部委員

【いじめの防止】

〔教職員〕 校内指導体制の確立、教職員の指導力向上、生徒の心の教育
〔生 徒〕 人権意識の向上、自己指導力の向上、諸活動への主体的な取組
〔保護者〕 学校基本方針の確認、子どもの観察、学校や地域との連携

【いじめの早期発見】

〔教職員〕 生徒の観察・情報交換、アンケート調査・個人面談、相談体制の整備
〔生 徒〕 友人への声掛け、担任等への相談
〔保護者〕 子どもとのコミュニケーション、保護者間の連携、担任等への相談

【いじめに対する措置】

〔教職員〕 組織的な対応（いじめ防止対策委員会）、被害生徒・保護者の支援、
加害生徒・保護者の指導及び支援、関係機関との連携
〔生 徒〕 学校生活の振り返り、再発防止に向けた環境づくり
〔保護者〕 学校への相談、学校との連携、外部機関等への相談